

事務事業評価表（補助金等）

1次評価日（主幹等） 30年6月25日

2次評価日（課長等） 30年6月25日

1 事業名	指定文化財保護補助金			コード	112302	
2 担当部課	部等	教育部 生涯学習課	課等	美術考古館	担当者	高木 昭彦
3 事業概要	目的体系	基本目標	生涯を通じて学び、豊かな心を育むまち			
		政策	文化・スポーツの振興	施策	文化財の保護・活用	
		事務事業	指定文化財保護補助金			
		予算科目	指定文化財管理事業	業務委託	なし（直営）	
		実施義務	なし（選択的事業）	国県補助	なし	
	根拠法令等	岡谷市指定文化財保護事業補助金交付要綱				

●事業の内容（D0）

4 補助等の内容		* 補助金、負担金、交付金の具体的な内容	
① 性質	補助金	② 期間	平成7年度～年度
補助金の種別	協働的事業補助	③ 対象	その他
④ 制度の内容	岡谷市文化財保護条例に定める指定文化財の所有者及び管理団体に対し、当該文化財の管理又は修理の経費及び保存のために必要な施設の設置等に要する経費について100分の27を補助（限度額270万円）する。		
⑤ 積算方法	補助額は事業ごとに算出する。 補助額＝必要経費×27／100（限度額270万円）		
⑥ 期待される効果（最終的な意図）	指定文化財の修理・管理は、所有者等が行うものとされており、このことから補助金交付により、所有者等の経費負担の軽減が図られる。また、文化財の保全及び安全な公開、活用が推進され、文化財保護に対する市民意識の高揚が期待される。		

5 補助等の実績

区分	27年度	28年度	29年度	30年度(予算)
① 件数（件）				
予算件数	1	1	1	1
実際の支出件数	1	1	1	
執行率	100.0%	100.0%	100.0%	
② 金額（円）				
予算額	10,000	51,000	2,308,000	53,000
財源内訳				
一般財源	10,000	51,000	2,308,000	53,000
特定財源	0	0	0	0
* 特定財源（負担割合）の説明				
実際の支出金額	10,000	51,000	2,308,000	
予算執行率	100.0%	100.0%	100.0%	
支出額の前年度比		510.0%	4525.5%	

③ 29年度の交付先

照光寺（本堂耐震補強工事）

●事業の評価 (CHECK)

6 妥当性評価		* 妥当性 = 行政がこの事業を行う必要性はあるか。		妥当性 (1次判定)		標準	
評価項目		はい	いいえ				
①	現時点で、税金を投入して積極的に関与すべき重要な分野である。	1				5	
②	補助等の効果は広く市民に還元され、特定団体の既得権益にはなっていない。	1				4	
③	全ての対象者に交付している。	1					
④	補助等の基準を明確に定め、市民に周知している。		0				
⑤	社会情勢の変化や市民ニーズを把握し、補助等の内容に反映している。	1					
⑥～⑩は、補助金の対象が特定の団体に限定される場合に回答		妥当性 (2次判定)					
⑥	補助対象団体では構成員に会費負担を求めており、自主財源を確保している。					0	
⑦	補助対象団体の会計において、市の補助額を上回る繰越額は生じていない。					4	
⑧	補助対象団体の事務局は独立しており、市は事務的な支援を行っていない。						
⑨	補助対象団体の事業実績、決算状況を把握している。						
⑩	補助対象団体が補助金を目的どおり使用したか、使途を検証している。						

7 有効性評価		* 有効性 = 成果指標 (項目7/住民の満足度) が向上しているか。		有効性		標準	
評価項目		はい	いいえ				
①	この補助金等が属する施策において、この補助金等の優先度が高い。	1					
②	補助等の目的が未達成で、今後も継続することで成果が向上する余地がある。	1					
③	他の方法と比べて、現金を直接給付する方法が最も効果的で低コストである。	1					
④	補助団体等において、市が補助等を行った目的が達成された。	1					
⑤	この事業の利用者が増加した。	補助・交付件数	前年度比	100.0%		0	

●改善の内容 (ACTION)

8 具体的な課題と改善	
課題	<p>(補助等の制度を有効に活用する上で、現在課題になっていること)</p> <p>市指定文化財の所有者・管理団体からの、保全修理等についての相談件数が増加して来ている。補助金の交付については、予算編成時に把握している対象事業は当初予算への計上も可能であるが、年度途中で交付申請が提出された場合には、予算流用又は補正予算での対応をしている状況である。</p> <p>指定文化財の管理・修理は所有者が行うことから、補助金交付件数及び補助金額も年度により異なり、補助金予算の計画的な予算編成が難しいという課題がある。</p>
改善方法	<p>(上記の課題をふまえて31年度以降に実施する、具体的な改善の内容)</p> <p>市指定文化財の所有者・管理団体からの相談に随時応じ、保全修理方法について協議するとともに、補助金交付対象事業については予算計上を行う。</p>
平成31年4月	

●次年度の計画 (PLAN)

9 次年度の方針	継続して実施
----------	--------